

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
各関係課所館長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

学校職員の給料の半減の運用について（通知）

学校職員の給料の半減に関する規則（平成23年埼玉県教育委員会規則第7号）の運用について下記のとおり定めたので、平成23年4月1日以降は、これによってください。

記

第3条関係

- 1 この条の「その他の勤務しない日」には、年次休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「勤務時間条例」という。）第13条に規定する年次休暇をいう。以下同じ。）又は特別休暇（勤務時間条例第15条に規定する特別休暇をいう。以下同じ。）（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間規則」という。）第12条第1項第9号に規定する特別休暇を除く。）を使用した日等が含まれる。
- 2 この条の「教育委員会が定める日」は、次に掲げる日とする。
 - (1) この条に規定する公務傷病休暇等（以下「公務傷病休暇等」という。）の日
 - (2) 公務傷病休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日（勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）、勤務時間条例第10条に規定する学校職員の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した学校職員にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休日。以下「学校職員の休日等」という。）その他のこの条に規定する特定病気休暇（以下「特定病気休暇」という。）

の日以外の勤務しない日

(3) 1日の勤務時間の一部に部分休業等（勤務時間規則第11条第2項に規定する部分休業等をいう。）がある日であって、当該勤務時間のうち、当該部分休業等以外の勤務時間の全てを勤務した日

3 前項(2)の特定病気休暇の日以外の勤務しない日には、年次休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。

第4条関係

1 この条の第3項の「教育委員会が定める期間」は、次に掲げる期間とする。

(1) 公務傷病休暇等の期間（公務傷病休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、学校職員の休日等その他の特定病気休暇の期間以外の勤務しない期間を含む。）

(2) 引き続き勤務しない期間が8日以上（当該期間における週休日、勤務時間条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び学校職員の休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる学校職員（この条の第3項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる学校職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間規則第11条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

2 前項(2)の「引き続き勤務しない」には、同項(1)に該当してこの条の第3項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる場合は含まれないものとする。